

平成 29 年度 社会福祉法人島田市社会福祉協議会事業計画

I 基本理念

きづきあい みとめあい 共に生きるまち 島田

介護保険法をはじめとして、高齢者、子ども、障がいのある方を対象とする各種法律が整備され、福祉サービスの充実が図られてきました。一方で、超高齢社会を迎え、認知症高齢者や一人暮らし高齢者世帯の増加、核家族化の進行や地域とのつながりの希薄化、人々の価値観やライフスタイルの変化などを背景とした、社会的孤立や経済的困窮など、深刻な生活課題を抱える方や世帯が増加しています。このような課題をすべて公的サービスのみで解決することが難しくなっており、国では、「一億総活躍社会」を旗印に、住民相互の支え合いによる「地域共生社会」の実現に向けて、地域づくりの方向性の検討が進められているところであります。

こうした中、平成 29 年度は、改正社会福祉法が全面施行されると共に、平成 30 年度の生活困窮者自立支援法や介護保険法の改正に向けた準備が本格化し、社会福祉協議会の事業活動のあり方を左右する、重要な一年となります。

昨年11月に建設した社会福祉協議会新事務所1階を、地域住民からの相談を一体的に対応する「福祉のまちづくりセンター」とし、活動を進めています。社会福祉協議会内の様々な部署の職員が連携を図り、課題解決をするための力を更に高め、機能を充実させます。

生活支援事業では、認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加、障がいのある方の地域移行が推進される中、判断能力が低下しても、自分の住み慣れた地域で安心して暮らしたいという市民の願いに寄り添い、その人の権利を擁護するため、行政と連携のもと社会福祉協議会が法人として成年後見制度に積極的に取り組み、支援を必要とする人を支える人材の育成や仕組みづくりを進めます。

在宅介護事業では、経営が法人運営にも大きな影響を及ぼすことから、経営理念を構築し、利用者確保、サービスの質の向上、経営状況の分析を進めることが重要となっています。改正社会福祉法が施行され、事業の透明性を確保することも求められていることから、説明責任を意識し、経営感覚を持った事業運営を進め、経営管理体制の強化に取り組みます。

以上のような取り組みを進め、新事務所での事業運営を更に充実させて、「島田市地域福祉計画・島田市地域福祉活動計画」の基本理念である、「きづきあい みとめあい 共に生きるまち 島田」のもと、社会福祉協議会の存在意義を示すことを意識しながら、各種事業を推進してまいります。

II 重点項目

1 地域での課題解決力を高める（地域福祉力を上げる）

島田市地域福祉計画・島田市地域福祉活動計画の推進、地域包括ケアシステムの構築、介護保険制度改正等の中では、地域住民が主体的に課題解決に向けて活動することが求められています。従来の小地域福祉活動の推進に加え、生活支援コーディネーター業務を通じて、地域住民に地域福祉の必要性を伝え、理解をいただき、住民主体の福祉活動が展開できるように支援・活動します。

2 福祉活動を担う人・団体への支援の充実

地区社会福祉協議会、ボランティア団体、福祉団体等、またボランティアとして活動する人の活動相談、講座や研修会の開催等を通じて人材育成を図ることや、団体間の連携を図り、ネットワーク強化に努めます。

3 福祉のまちづくりセンターにおける包括的な相談支援の強化

福祉ニーズの多様化や複雑化が生じている中、各種制度において、支援の包括化や地域連携及びネットワークづくりが位置づけられています。福祉のまちづくりセンターにおいては、各種制度の理念を包括的に捉えながら、総合相談としてあらゆる相談を受け止め、多様な関係機関との連携のもと、その人のニーズに応え、適切な支援が受けられる共生の地域づくりを進めます。

4 成年後見制度の推進と権利擁護体制の構築

昨年度受任体制を整備した法人後見事業では、社会福祉協議会が福祉総合相談事業や日常生活自立支援事業で培ったノウハウや特性を活かした成年後見活動を展開するとともに、地域住民や多様な関係機関とのつながりをもって判断能力が不十分な方を支える仕組みづくりを進めます。

また、昨年度から始まった志太三市での市民後見人養成講座を通じて、市民が市民を支えられるよう行政主体で進める人材育成とともに、島田市における権利擁護体制の構築に向けて行政と協議を進めます。

5 生活困窮者自立支援体制の整備

制度施行から3年目を迎え、引き続き個々のニーズに基づく伴走型支援を継続するとともに、複雑かつ多様な問題を抱える生活困窮者を支援する中で見えてきた課題を分析し、行政と関係機関との連携のもとで制度の狭間にある問題の解決に向けた支援体制の整備を進めます。

6 経営管理の強化

法人内部の経営状況を把握し、経営改善などの手掛かりを得ることを常に心がけ、財務管理を行います。また、貸借対照表、事業活動計算書をもとに事業活動の現状把握と分析を常に行い、今後の計画について速やかに方針決定できるよう経営管理体制を強化します。

7 在宅介護事業の安定した事業運営

安定した在宅介護事業運営のために、①利用者確保のため、関係事業所と顔の見える関係をつくること、②選ばれる事業所となるため、各事業所内で更なる研修に取り組みサービスの質を向上させること、③新たな介護職員確保のため、介護事業に関わる職員の働きやすい環境づくりに取り組むことの3点を柱とした取り組みを進めます。

8 在宅介護サービス理念の構築

社会福祉協議会らしい在宅介護事業を提供するため、目指すべき在宅介護事業のあり方、これからの在宅介護事業の方向性を見据えた、在宅介護サービス事業の理念をつくることに取り組みます。

9 職員の働きやすい職場環境づくり

労働基準法を順守し適正な労務管理を行ないながら、職員の心身の健康管理に努め、働きやすい職場環境を作ります。

Ⅲ 事業計画

1 地域福祉及び生活支援の推進のために

平成 28 年 3 月に島田市と一体的に策定した「島田市地域福祉活動計画」の基本目標を達成するため、各種事業を展開します。

【1】福祉を身近に感じる風土づくり

(1) 福祉を「知る」機会の充実

地域福祉の必要性についての周知、啓発を進め、地域住民が主体的な地域福祉活動を展開できるように広報啓発活動を行います。

① 広報紙の発行

「みんなのふくしだより」を年 4 回発行し、福祉に関する情報発信をします。

② ホームページ・Facebook の公開

社会福祉協議会概要・事業について紹介するだけでなく、Facebook から最新情報の発信をします。

③ 社会福祉大会の開催

社会福祉功労表彰や福祉活動発表を実施し、地域住民の福祉への関心を高めます。

④ 社会福祉功労表彰

社会福祉事業に功労のあった方々や団体への表彰を実施します。

⑤ 地区イベントへの参加

市内各地区で開催されるイベントへ参加し、社会福祉協議会の周知活動を実施します。

(2) 福祉を「学ぶ」機会の充実

子どもや地域、企業における福祉教育を推進し、福祉の心を育み、福祉活動への理解や参加促進を図ります。

① 福祉教育推進事業

福祉教育の手引書の作成、福祉教育に関する連絡会の開催をはじめ、学校や地域、企業からの相談支援、福祉出前講座などを実施します。

② 福祉体験学習事業

夏休み「ふくし」体験学習や福祉のつどいを実施します。

③ 福祉講演会の開催（全体講演会・定期セミナー）

福祉に関係のある著名人を招いての講演会や、地域住民が気軽に福祉について学ぶことができるために定期セミナーを開催します。

(3) 地域におけるふれあい・交流機会の充実

社会福祉協議会が多くの地域住民との交流の機会を提供したり、地域におけるふれあい・交流の機会である「居場所」「高齢者ふれあいサロン」等への支援をしたりすることで、各種活動の充実、連携強化を図ります。

① ふれあい広場の開催

市内の各種福祉団体の参加のもと、福祉体験コーナーの設置やステージ発表等を通じて、地域住民の交流を図ります。

②居場所づくり推進事業

誰もが、いつでも、気軽に利用できる機会として、居場所づくり「はーとちゃん家」を実施します。

③活動資機材貸出事業

地域における交流活動で利用できるよう福祉用具、レクリエーション用具等を貸し出します。

④マイクロバス貸出事業

福祉活動、交流活動の支援としてマイクロバスを貸し出します。

⑤地域ふれあい活動補助金の交付

地域で活動する「高齢者ふれあいサロン」「子育てサロン」「地区福祉の会」の活動支援のため、補助金を交付します。

⑥居場所づくり事業補助金の交付

居場所づくり事業を行う団体への活動支援のため、補助金を交付します。

⑦福祉団体等補助金の交付

市内の福祉団体の活動支援のため、補助金を交付します。

【2】市民協働による支え合いの地域づくり

（1）地域を支える人材の育成

ボランティア活動へのきっかけづくりや、ボランティアの育成、地域福祉の担い手の確保をし、地域福祉活動の推進を図ります。

①ボランティア相談

ボランティアに関する相談に応じ、活動紹介や活動調整を行います。また、ボランティア活動に関する保険の取り扱いをします。

②ボランティア活動の手引きの作成

ボランティアとしての心構えや、市内福祉施設・活動団体の紹介等を手引きとして作成し、ボランティア活動の希望者等へ紹介します。

③収集ボランティア活動事業

地域住民が参加しやすいボランティア活動のひとつとして、「ペットボトルキャップ」「使用済み切手」「ベルマーク」等の収集活動を実施します。

④ボランティア入門講座

ボランティア活動や地域福祉活動について学び、活動する人材を育成する講座を開催します。

（2）地域福祉推進体制の整備、発展

現在活動しているボランティア、ボランティア団体、地区社会福祉協議会の活動の充実・発展のための支援をします。また、小地域福祉活動の基盤となる地区社会福祉協議会の設立に向けた支援をします。

①ボランティア活動・団体への支援

ア 地域福祉ネットワーク強化（ボランティア団体等連絡会）

ボランティア団体や福祉団体等の連絡会を開催し、情報交換や連携強化を図ります。

- イ ボランティア活動室の貸し出し
ボランティア団体等の活動場所として、島田市保健福祉センター内のボランティア活動室を貸し出します。
 - ウ 福祉レクリエーション講座の開催
高齢者ふれあいサロン等で活動するボランティアが、レクリエーションについて学ぶ機会とし、ボランティア活動の支援をします。
 - エ ボランティア受入施設連絡会
市内福祉施設を対象に、ボランティアに関する情報交換の機会として、連絡会を開催します。
 - オ ボランティア活動推進補助金の交付
ボランティア団体の活動支援のため、補助金を交付します。
 - カ ボランティア・地域福祉活動資機材購入費助成事業
ボランティア団体や地域福祉活動団体が、活動に必要な資機材の購入するにあたっての購入費の一部助成をします。
- ②地区社会福祉協議会に関する支援
- ア 地区社会福祉協議会運営・設立支援事業
地区社会福祉協議会設立後の、活動や運営に関する相談や、地区社会福祉協議会を設立しようとしている地区への相談支援をします。
 - イ 小地域福祉活動推進連絡会
地区社会福祉協議会等、小地域福祉活動を実施している団体の情報交換や研修の機会として、連絡会を開催します。
 - ウ 地区社会福祉協議会補助金の交付
地区社会福祉協議会の活動支援のため、補助金を交付します。
 - エ 地域福祉活動推進委員会の開催
地域福祉活動計画や小地域福祉活動の進捗状況やこれからの推進について、地域住民等で構成される委員会で協議します。
- ③生活支援コーディネーター活動事業（島田市受託事業）
- 高齢者が地域で生活するうえで必要となるサービスの開発や、そのための担い手の養成、市民理解を促進する講演会等を実施します。また、地域での課題やサービスについて話し合う機会づくりをします。

【3】福祉サービスが適切に受けられる仕組みづくり

（1）相談支援・情報提供の仕組みづくり

地域住民のあらゆる生活課題を受け止め、その複合的な課題を整理し、解決につながるよう多様なネットワークを活用した取り組みを展開します。

①福祉総合相談事業

専任相談員による福祉総合相談を常時開設し、あわせて福祉のまちづくりセンター職員が一丸となって総合的な相談対応のできる窓口の強化を図ります。

②法律相談事業

偶数月の25日を基本とし、法律に係る無料の弁護士相談を実施します。

③権利擁護相談事業

奇数月の25日を基本とし、権利擁護に係る無料の司法書士相談を実施します。

(2) 権利を守るための仕組みづくり

判断能力が不十分な方々が安心して生活ができるよう地域を基盤とした権利擁護体制づくりを進めます。

①日常生活自立支援事業（静岡県社会福祉協議会受託事業）

認知症高齢者や知的障がい、精神障がいのある方々を対象とし、個々の支援計画に基づき、生活支援員による福祉サービス利用援助を基本とした支援を実施します。

②法人後見事業

社会福祉協議会が法人として成年後見人等の選任を家庭裁判所から受け、判断能力が不十分な方々の権利を守るため身上監護や財産管理を行います。

③成年後見制度支援体制構築事業（新規）（島田市受託事業）

志太三市で広域的に養成をしている市民後見人候補者に対する実務研修の受入や相談支援、フォローアップを行います。

④生活支援セミナー

権利擁護に係る啓発と支える人材の育成や拡充を目的としたセミナーを開催します。

(3) 困難を抱えた人への支援の充実

地域住民や幅広い関係機関との連携、協働のもと、生活のしづらさを抱える地域住民一人ひとりのニーズに沿った相談支援を展開します。

①生活困窮者自立相談支援事業（島田市受託事業）

多様で複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、制度の狭間に陥らないよう広く受け止め、個々の状況に応じた切れ目のない支援を行うとともに、生活困窮者の早期把握や見守りのための地域におけるネットワークづくり及び生活困窮者の社会参加の場を広げるための啓発活動に取り組みます。

②生活支援事業

特に、経済的困窮状態にある地域住民のニーズに応えるため、丁寧な相談対応を行いながら資金の貸付や物資の支給により生活の安定と自立に向けた支援を実施します。

ア 小口資金貸付

イ 生活援護費貸付

ウ 高額療養費貸付

エ 就労応援事業

オ 食糧等支援事業

カ ライフライン復旧支援事業

キ 職員による生活困窮者支援事業

ク 旅費欠者援護事業

③歳末たすけあい運動事業

地域の関係機関と連携し、ひとり親家庭や低所得世帯等に対しての支援を行います。

④子どもの居場所づくり事業（新規）（島田市受託事業）

ひとり親家庭の児童を対象に、学習支援や生活支援を中心とした居場所づくり事業を実施します。

【4】安心・安全な暮らしづくり

（1）災害時・緊急時の体制づくり

地域福祉の視点から、災害に対する支援体制づくりの整備として、災害ボランティアセンターに関する各種取り組みをします。

①災害ボランティアセンター立ち上げ・運営訓練の実施

災害発生後に、災害ボランティアセンターが地域住民等の協力のもと、円滑に運営できるように、立ち上げ・運営訓練を実施します。

②災害ボランティアコーディネータースキルアップ講座の開催

災害ボランティアセンターで活動する「災害ボランティアコーディネーター」のスキルアップのための講座を開催します。

③災害ボランティア連絡会の開催

災害ボランティアコーディネーター等の情報交換や研修の機会として、連絡会を開催します。

2 介護予防、在宅生活、在宅介護を支えるために

「できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることを支える。」という社会福祉協議会の使命のもと、高齢者の介護予防、高齢者・障がいのある方の在宅生活及び在宅介護を支えるための各種事業を推進します。

（1）地域包括支援センター【第二中学校区、金谷中学校区、川根中学校区】の運営（島田市受託事業）

地域福祉推進事業や総合相談事業等を横断的に活用することができる、社会福祉協議会としての強みを生かし、「地域の高齢者の介護予防啓発」「権利擁護・安心を守る活動」「生活を継続するための支援」などの業務を島田市から委託を受け実施します。

（2）高齢者の介護予防事業の実施

①生きがい活動支援通所事業（島田市受託事業）

閉じこもりや外出の機会が減った高齢者を対象に、介護予防のためのデイサービスを実施します。

ア 伊久身デイサービスセンター

イ 金谷生きがい対応型デイサービスセンター

②げんき教室事業（島田市受託事業）

体力の低下傾向にある高齢者を対象に、運動や栄養等の講師から指導をいただく短期集中型の教室を実施します。

ア げんき教室さくら（川根地区）

③ふれあい健康プラザ（島田市指定管理）

高齢者の介護予防や健康増進のため、施設の適切な管理、運営に努めます。

（３）在宅生活・在宅介護を支える事業の実施

①重度障害者等移動支援車両貸出事業（島田市受託事業）

車いす等での生活のため、公共交通機関を利用して外出することが困難な方へ福祉車両を貸し出します。

②家族介護者交流事業（島田市受託事業）

在宅で高齢者を介護されている方を対象に、交流や学習、そしてリフレッシュの機会をつくります。

（４）高齢者への在宅介護サービスの提供

①指定居宅介護支援事業（しまだ・かわね）

介護支援専門員（ケアマネジャー）による相談、サービス計画の作成を行います。

②指定訪問介護事業（しまだ・かわね）

介護保険の要介護の認定を受けた方に、ホームヘルパーが訪問し、身体介護（食事や排せつの介助等）や生活援助（調理や掃除、洗濯等）サービスを提供するとともに、利用者や家族の相談支援等を行います。

③介護予防・生活支援総合事業訪問介護（しまだ・かわね）

介護予防・生活支援サービス事業対象者、要支援の認定を受けた方に、ホームヘルパーが訪問し、生活援助（食事の準備や調理等）、身体介護（食事や入浴、排せつの介助等）サービスを提供します。

④指定（介護予防）訪問入浴事業（しまだ・かわね）

介護保険の要介護・要支援の認定を受けた方に、入浴設備を備えた専用車（入浴車）で家庭を訪問し、入浴サービスを提供します。

⑤指定通所介護事業（北部・川根デイサービスセンター）

介護保険の要介護の認定を受けた方に、日帰りで入浴や食事の提供、日常生活上の支援や機能訓練を提供します。

⑥介護予防・生活支援総合事業通所介護（北部・川根デイサービスセンター）

介護予防・生活支援サービス事業対象者、要支援の認定を受けた方に、日帰りで食事の提供、生活機能の維持向上のための体操などを提供します。

⑦生活支援員派遣事業（しまだ・かわね）（島田市受託事業）

介護予防・生活支援サービス事業対象者、要支援の認定を受けた方に、ホームヘルパーが訪問し、買い物、調理、掃除、洗濯、布団干し等を利用者とともに行うサービスを提供します。

⑧介護保険対象外生活支援サービス事業（しまだ・かわね）（島田市社協独自事業）

介護保険の対象とならない通院時の付き添いなどを、ホームヘルパーが行います。

⑨おでかけデイサービスさくら（新規）

介護予防・生活支援サービス事業対象者、要支援の認定を受けた方に、体操や運動など介護予防のプログラムを中心としたサービスを提供します。

(5) 障がいのある方への在宅介護サービスの提供

①居宅介護事業（しまだ・かわね）

障がいのある方のご家庭をホームヘルパーが訪問し、身体介護（入浴、排せつ、体位交換等）や家事援助（調理、掃除、洗濯等）サービスを提供します。

②重度訪問介護事業（しまだ・かわね）

重度の肢体不自由など、常に介護を必要とする方に、ホームヘルパーが訪問し、入浴、排せつ及び食事等の身体介護、家事援助、外出時の移動中の介護などを総合的に提供します。

③同行援護事業（しまだ）

視覚障がいのある方の外出に、同行援護の研修を受講したホームヘルパーが同行し、移動の援護など、外出する際に必要な支援をします。

④移動支援事業（しまだ・かわね）（島田市受託事業）

屋外での移動が困難な障がいのある方に、社会生活上必要となる外出を支援します。

⑤障害者入浴サービス事業《訪問・施設》（しまだ・かわね）（島田市受託事業）

障がいのある方で、自力又は家族の介助による入浴が困難な方に、入浴設備を備えた専用車（入浴車）で訪問又は、北部デイサービスセンター内の特殊浴槽を使用して、入浴サービスを提供します。

⑥特定相談支援事業

障がいのある方やそのご家族から生活上の課題などを確認しながら、適切なサービスの利用に向けたサービス等利用計画を作成し、障害福祉サービスがスムーズに受けられるよう支援します。

3 法人運営・事業経営

(1) 改正社会福祉法に対応した運営と事業経営

①評議員会

改正社会福祉法の施行に伴い、4月から新たな評議員での4年の任期がはじまります。法人運営の基本ルール・体制の決定と事後的な監督を行う議決機関として、適切な会議運営をします。

②理事会

平成29年6月の定時評議員会の後、新たな理事での2年の任期がはじまります。改正社会福祉法において、理事及び会長の義務と責任が明確化されたことから、業務執行に関する意思決定機関として、適切な会議運営をします。

③事業運営の透明性の向上

改正社会福祉法の施行に伴い、財務諸表や現況報告書の公開に加え、定款等公表すべき書類などが増えています。単に閲覧・公表をすることのみにとどまらず、役職員が、その具体的内容を説明できるよう取り組みます。

④適切な会計処理の強化

改正社会福祉法において、決算時の計算書類の作成方法がこれまで以上に明確化されていることから、会計基準を順守し会計記録から経営状況を点検できるよう取り組みます。

⑤社会福祉充実残額の算定と社会福祉充実計画の策定

平成 28 年度決算から毎会計年度において、社会福祉法人が有する財産から事業継続に必要な最低限の財産を引いた残額を計算し、残額が生じた場合は、社会福祉事業の充実のために再投下をしなくてはならないとされました。これに伴い、社会福祉充実残額を算定し、社会福祉充実計画の策定をします。

(2) 各事業の経営管理と効率的事業運営

在宅介護事業（介護保険事業等）をはじめとする、各種事業の収支状況を分析し、効率的な経営管理体制の強化に取り組みます。特に、在宅介護事業においては、社会福祉協議会として果たすべき役割を意識し、経営理念の作成に取り組みます。

(3) 財源の確保

法人運営の財源は限られたものであるため、駐車場管理運営と自動販売機管理運営等の自主財源の確保に努めます。また、市民の方からいただく会費も地域福祉活動を行う上で重要な財源になるため、市民の皆様の理解が得られる経費節減の取り組みを職員ひとり一人が意識した活動を行います。

(4) 長期的な視点に立った事業運営

在宅介護事業において、今後数年で 60 代を迎える職員が多くなります。安定した事業運営のため、計画的な職員採用、人事配置の検討を進めるとともに、将来を見据えた人材育成のための研修のあり方について、検討を進めます。

(5) 関連団体との連携

①島田市民生委員児童委員協議会

地域の福祉課題の解決に向け、協働して支援を行うことが必要であることから、理事会、会長会、地区定例会に出席し連携強化を図ります。

②島田市自治会連合会

地域の声を社会福祉協議会事業運営に反映させるため、また地区社会福祉協議会をはじめとする小地域福祉活動の推進や支援のため、自治会連合会との連携を図ります。

(6) 苦情解決の取り組み

福祉サービス利用者の権利を擁護し、福祉サービスを適切に利用していただくため、苦情の申し出に対して適切な方法で解決を図るための苦情解決体制を充実させていきます。

また、苦情解決第三者委員会において、定期的に苦情内容を報告し、第三者委員の視点から意見等を求め、苦情をサービスの質向上に結び付けることに取り組みます。

(7) 団体事務

①島田市共同募金委員会

ア 共同募金運営委員会を開催し、適正な運営に努めます。

イ 赤い羽根募金運動、歳末たすけあい募金運動を計画に基づき実施します。

ウ 赤い羽根募金の助成申請を市内の各種施設・団体等に周知を図り、助成申請の支援をします。

②島田市静霊奉賛会

ア 規約に基づき理事会を開催し、適正な運営に努めます。

イ 戦没者、戦災死者の慰霊並びに遺族の援護の目的のため、慰霊行事を静霊神社で執り行なうとともに、各地区で行う慰霊行事への支援をします。